

親元近居助成



1. 親元近居助成とは

子育て世帯の北区内への定住化の促進を図り、子育てしやすい住環境の整備や介護、子育て等の共助を推進することを目的として、親元の近くに居住する住宅を取得する子育て世帯に対し、登記簿登録にかかる費用の一部を助成します。

2. 助成額

- 予算の範囲内で1回限り **助成額 20万円（上限）**
住宅の取得に係る登記に要した費用(消費税を除く)が対象です。

3. 住宅の要件

この助成制度を受けるためには、取得する住宅が次の1～4の要件を全て満たす必要があります。

1. 北区内の住宅
2. 住宅の床面積が55㎡以上。また、店舗等との併用住宅の場合は全体の2分の1以上が居住用住宅
3. 新耐震基準を満たしている住宅
(昭和56年6月1日以降の建築基準法の規定による耐震基準を満たしていること。)
4. 建築基準法その他の関係法令の規定に適合する住宅

4. 対象者の要件

この助成制度を受けるためには、申請者が次の1～9の要件を全て満たす必要があります。

1. 申請者又は配偶者の親が北区内に連続して10年以上居住している
2. 申請者が18歳未満の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)を1人以上扶養している
3. 申請者と子が同一世帯であり、取得する住宅に同居する
4. 申請者とその親とが、それぞれ別の世帯に属している
5. 申請者が(取得した住宅の)登記名義人である(ただし、親との共有名義となる場合は除く)
6. 取得する住宅に同居する者全員が、住民税を滞納していない
7. 取得する住宅に同居する者全員が、暴力団関係者(※)でない
※暴力団関係者:暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
8. 今まで、この助成を受けたことがない者
9. 「国のその他助成事業」を受けていない

5. 手続きの流れ

➤ 次の流れに沿って、手続きをしてください。登記の名義人となる方がご申請ください。

①	第1回目 対象承認申請	・助成対象承認申請書に必要事項を添えて申請してください(郵送可) ・申請は、 <u>登記の手続きを行う前</u> までに行ってください (余裕を持ってご申請ください)
②	審査・承認決定	・審査により、追加で書類の提出をお願いすることがあります ・申請内容を確認するため、実態調査を行う場合があります ・約2～3週間後に審査結果を郵送します
③	不動産登記手続	・不動産登記の手続き、登記費用のお支払いをしてください
④	第2回目 助成金交付申請	・助成金交付申請書に必要書類を添えて、申請してください(郵送可) ・申請期限: <u>登記日の翌日から6か月以内</u>
⑤	受付・審査・ 交付決定・支払	・審査により、追加で書類の提出をお願いすることがあります ・約2～3週間後に審査結果を郵送します ・審査結果送付後、約2～4週間後に助成金を指定口座に振り込みます

郵送で申請する場合は、不備がないか等をよく確認のうえ提出してください

6. よくある質問

下記のほか北区ホームページにも掲載しています

➤ 「建築物」に関すること

Q 「中古の分譲マンション」や「中古の一戸建て」を購入した場合も対象ですか？

A 新耐震基準を満たした住宅である場合は対象です。旧耐震基準(昭和56年6月1日以前)に建設された建物の場合、耐震補強を行い、新耐震基準を満たしている証明書の添付が必要になります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

Q 住宅を建設するため、土地を購入し土地の登記をしてから建物を建設する予定ですが、建設には半年以上かかります。土地の登記分も申請できますか？

A この場合は、土地の登記前に助成対象承認申請(土地分)をしていただき、建物の登記前にも2回目の助成対象承認申請(建物分)をしていただいたのち、建物の登記後に土地分と建物分と一緒に助成金交付申請をすることができます。土地分のみで助成金交付申請をすることはできません。また、土地の登記後に助成対象承認申請(建物分)をした場合は、建物分の登記に要した費用のみが助成金対象となります。詳しくは事前にお問い合わせください。

Q 親と同じ敷地(同一地番)内に別に建物を建てる場合、もしくは二世帯住宅として1棟の建物を親夫婦と子世帯で別々に区分登記する場合はいずれも対象ですか？

A 登記上、区分登記されている場合は対象です。また、「敷地全体の配置図」や「申立書」等の提出が必要になる場合があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。
いずれの場合も、登記が親との共有名義の場合は対象外です。親夫婦と子世帯の住所が同じでも住民登録は別世帯の場合が対象です。登記の内容については法務局に事前にご確認ください。

Q 登記名義人は夫ですが、申請者は妻でもよいですか？

A 申請者は登記名義人になります。この場合、夫が申請者になります。
夫婦で共有名義の場合は、どちらが申請者となっても構いません。いずれの場合も登記に要した費用の領収書の宛名は、申請者の名前である必要があります。なお、手続きを申請者以外の者が代わりに行うことはできません。

Q 今現在は親と同居しています。これから北区内で住宅を購入し別々に住みますが、対象ですか？

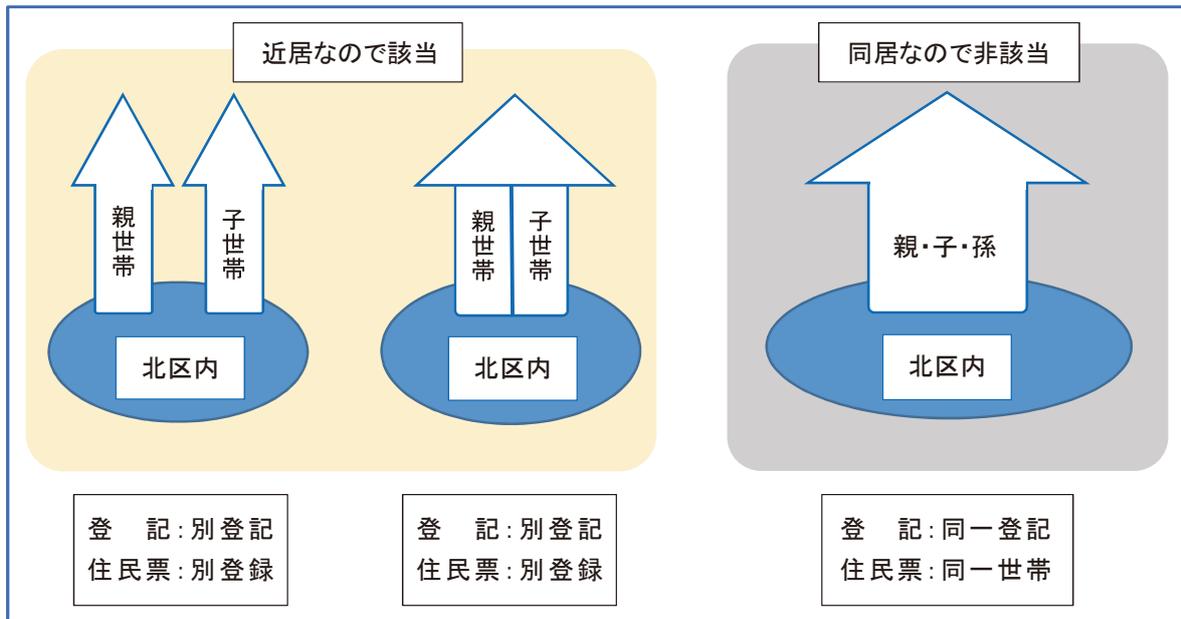
A 対象です。

Q 申請者(登記名義人予定)が、現在単身赴任で北区に住んでおらず、住民登録も北区にありません。この場合助成の対象となりますか？

A 申請時は、別居している状態でも可能ですが、助成金交付申請時に該当住宅に住民登録がない場合は、助成金をお支払いすることができません。

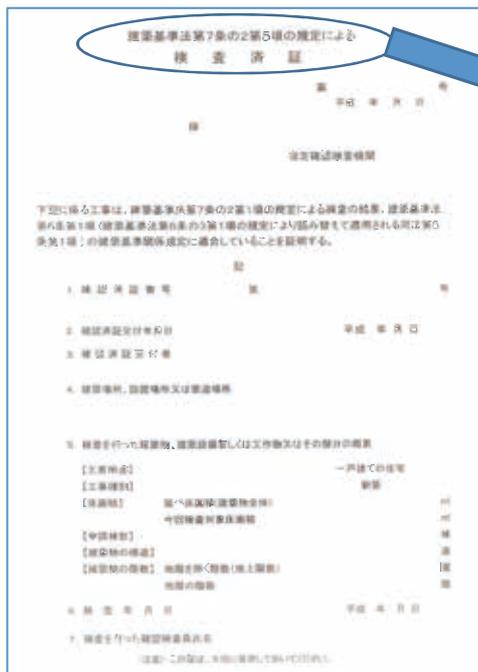
7. 申請のポイント

(1) 子世帯と親世帯のそれぞれの「登記」と「住民票」が別であること



(2) 検査済証について

① 検査済証の見本



建築基準法第7条の2第5項の規定による
検査済証

② 中古マンションを購入された場合は、各マンションの管理組合で検査済証を保管している場合がありますのでご確認ください。



City of Kita

北区まちづくり部 住宅課 住宅支援係

電話03-3908-9203

〒114-8508 北区王子本町1-2-11 第二庁舎3階10番窓口

